

船行 第595号  
平成16年12月22日

船橋市監査委員 様

船橋市長 藤代孝七

平成15年度船橋市包括外部監査結果報告書に係る措置状況等について

平成16年3月23日付で船橋市包括外部監査人から提出された平成15年度船橋市包括外部監査結果報告書に係る措置状況等について、別紙のとおり通知いたします。

なお、この通知につきましては、監査の結果に係る措置状況以外に、監査の結果に添えられた意見に係る状況や考え方も含まれておりますので、公表にあたりましては「包括外部監査結果報告書には、監査の結果とともに包括外部監査人の意見が記されており、意見に対しては必ずしも措置等を要するものではありませんが、現在の状況や意見に対する考え方を記載しています。」という注記を添えてくださいますようお願いいたします。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	土地台帳に価額が記載されていない	土地台帳は整備されていないが、社会教育課の社会教育施設台帳で把握している。	土地台帳に価格を記載する。
監査結果	付帯設備の台帳が整備されていない	付帯設備台帳は整備されていない。	施設等建設時の引渡し書類等を確認し、設備台帳を作成する。
監査結果	建物が登記されていない	不動産登記法の附則第5条の規定により、登記義務が免除されており、建物登記はされていない。	不動産登記法の附則第5条の規定により登記義務が免除されているため、建物登記はされていないが、財務規則に規定されている事項であることから、今後、財務規則の改正を含めて検討する。
監査結果	見積り合わせが行われていない	市民文化ホール音響・舞台・照明設備の保守点検は、特殊で専門的なため随意契約としているが、今年度の契約については、2者以上の見積を徴収し委託料相場を把握して随意契約とした。また設計書に具体的な人数や工数が示されていないとの指摘については、人工数等の内訳を示し金額の妥当性の確保に努めた。	
監査結果	委託契約の完了検査と検査調書の作成が行われていない	委託契約の作業については、点検作業報告書を提出させることで作業完了の確認をしている。	
監査結果	見積り合わせが行われていない	夜間機械警備業務委託については、毎年度指名競争入札をすることにより、設置する機器がその都度交換となってしまう費用負担を軽減するため、5年ごとに指名競争入札を実施している。前回は平成12年度に入札を実施しているため今年度は随意契約で委託している。エレベーター保守点検等の保守点検業務については、2者以上の見積を徴収してから随意契約を実施した。	
監査結果	指名業者の数を増やす、一般競争入札を導入する	保守管理業務、清掃業務及び設備管理業務の委託業務については、「委託業務契約事務の手引き」(財政部契約課)に基づき、「郵便による指名競争入札」を実施し、16年度は指摘の改善を図った。	
監査結果	委託契約の完了検査と検査調書の作成が行われていない	委託契約の作業については、作業日報及び点検作業報告書を提出させることで作業完了の確認をしている。	
監査結果	中央公民館と按分して経費の負担をすべきである	中央公民館にて委託費の予算が措置されており、今年度においても中央公民館で契約事務を実施した。	委託費を中央公民館と市民文化ホールに按分して負担するためには、分割して予算措置がなされ、共同して執行する必要がある。しかし、予算編成・執行等の事務が煩雑となることから、他の複合施設においても、基本的に一か所の所属に片寄せして予算執行がなされており、現状のまま中央公民館で委託費を負担し、委託契約していきたいと考えている。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	市とは別の組織の会費を預かっている	現在、指摘のあった団体は解散しており、当該団体の金銭の預りはない。	
監査結果	共催事業の預り金の管理責任が不明確である	チケット収入は、全て事業基金に繰り入れ、事業終了後にホールの販売委託費を除き共同事業者側に支出する方法に改めた。	
監査結果	市民文化ホールで修繕の図面を保管していない	舞台搬入口シャッター工事については、契約関係書類より図面をコピーして保管した。	施設維持のためにも図面は必要なので、修繕及び工事を実施したときは必ず保管するようにする。
監査結果	大規模修繕計画が策定されていない	施設の改修については、平成4年度から順次実施しており、平成20年度をもって、改修計画が完了する計画である。今年度は音響卓等改修工事を実施している。	大規模修繕計画を策定し、必要な予算措置に努める。
意見	大規模修繕計画が策定されていない	施設の改修については、平成4年度から順次実施しており、平成20年度をもって、改修計画が完了する計画である。今年度は音響卓等改修工事を実施している。	大規模修繕計画を策定し、必要な予算措置に努める。
意見	興行性の強い事業については、損益分析を行い、黒字となる事業を行う	当ホールは、近隣市と比べキャパシティが少ないため、収益性の面からプロモーター主催のグレードの高い優れた事業が入りにくい状況にある。これらのことからホールでは、プロモーター主催同様のパッケージ型事業にも積極的に取り組む必要があり、今後自主事業実施にあたっては、集客面を勘案しながら、またアンケートによる市民ニーズを把握しながら自主事業を展開していく。	今後、興行性の強い自主事業実施にあたっては、より一層集客面を勘案しながら、またアンケートによる市民ニーズを的確に把握しながら自主事業を展開していく。
意見	公共性の強い事業については、アンケート等を実施し、市民ニーズにあった事業を行う	自主事業実施にあたっては、集客面を勘案しながら、またアンケートによる市民ニーズを把握しながら自主事業を展開していく。	今後、公共性の強い自主事業実施にあたっては、集客面を勘案しながら、またアンケートによる市民ニーズを的確に把握しながら自主事業を展開していく。
意見	出勤者の偏りをなくす、あるいは土、日曜日は多めに出勤するような勤務計画を策定する	ホール業務は、施設の管理業務と自主事業業務とがあり、土曜、日曜日には、マネジメントの相手方との調整が出来ないことから、施設管理が中心業務になるので、平日以上の勤務体制は必要ないものと考えている。ただし、事業内容等により職員の勤務体制の強化が必要な時には、その都度対応している。	
意見	管理運営方法の検討について	市民文化ホールは財政健全化プランにおいて民間委託を検討することとされているが、地域の文化芸術活動への支援など公立文化施設として果たすべき役割を含めた管理運営について十分な検討が必要であり、当分の間市の直営により運営していく。	近隣市の状況や、指定管理者制度の下における民間事業者の状況などを見ながら、運営方法について引き続き検討していく。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	工作物台帳が作成されていない	監査時点と同じ	温水プール建設時の書類により工作物台帳を作成する。
監査結果	県企業庁から引き継いだ土地の土地台帳に価格が記載されていない	監査時点と同じ	寄附取得年度での固定資産評価額で価格を記載する。
監査結果	県企業庁から引き継いだ野球場等の工作物台帳が作成されていない	監査時点と同じ	寄附取得時の書類により工作物台帳を作成する。
監査結果	管理棟等の建物台帳に取得価額が記載されていない	監査時点と同じ	施設建設時の書類により確認し、価格を記載する。
監査結果	プール、立体駐車場の工作物台帳が作成されていない	監査時点と同じ	施設建設時の書類により確認し、工作物台帳を作成する。
監査結果	附帯設備の台帳が整備されていない	監査時点と同じ	施設建設時の書類により確認し、付帯設備の台帳を作成する。
監査結果	物品の保管状況の調査が実施されていない	現物と備品台帳の記載確認を部分的に行った。	現物と台帳の照合、整理をした上で定期的に保管状況の確認を行う。
監査結果	建物が登記されていない	不動産登記法の附則第5条の規定により、登記義務が免除されており、建物登記はされていない。	不動産登記法の附則第5条の規定により登記義務が免除されているため、建物登記はされていないが、財務規則に規定されている事項であることから、今後、財務規則の改正を含めて検討する。
監査結果	契約書の委託業務に記載漏れがある	「干潟管理業務委託契約書」について、仕様書に基づき記載を修正し、業務内容との整合性を図った。(平成16年度)	
監査結果	再委託に関する承認願いの受理と承認書の発行が行われていない	契約書の規定に従い、協会から再委託の承認願を受理、承諾書を発行した。(平成15年度)	
監査結果	現金管理に関する内部統制が十分に機能していない	現金並びに資金前渡資金口座残高を日々確認するため、新たな管理帳票として「海浜公園現金管理表」を作成し、金種別残高及び事業別残高を所属長が確認している。(平成16年3月1日) また、各施設における現金管理に関する内部統制の状況を把握するため、「現金等管理状況調査」を実施した。(平成16年6月15日)	

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	多額の現金が金庫に保管されている	金庫に保管している現金は、その大部分が運営に必要な資金前渡金の釣銭資金であるが、盗難等の危険性を勘案し、今後は短期間ごとに資金前渡処理をするとともに、金庫での現金保管は必要最小限にとどめるようにし、資金前渡処理を必要とする諸事業の資金についても、必要最小限の金額にとどめており、やむを得ず一時期保管する期間が発生する場合は、資金前渡資金口座にて管理している。(平成16年3月1日)	
監査結果	書き損じの領収書が保管されていない	領収書の不正使用を防止するために、書き損じの領収書は複写部分と合わせてホチキス止めのうえ、所属長が現物確認を実施している。(平成16年2月1日)	
監査結果	補助金の具体的な算定方法が定められていない	監査時点と同じ	算定方法を明確にするよう検討していく。
意見	余熱棟は早期に施設の転用を検討する必要がある		余熱棟の転用については、千葉県の子三番瀬再生計画を視野に入れ、他部署と協議しながら検討したい。
意見	天候の良否の影響を最小限に止めるような対策を取っていく必要がある 固定金額で契約している委託費を実働業務量に応じた単価契約に切り替える。 閑散期に協会職員を繁忙部署に配置換えする。	天候リスク(収入減)対策は必要であるが、2提案については以下の問題点があるので、どうしたら提案の趣旨を生かすことができるのか検討中である。 安全が重視されるプール管理業務は、利用客の多寡により業務量を変動させることは難しく、単価契約による委託を導入しても固定費削減は困難。 協会管理施設の繁忙期・閑散期はほぼ共通しており配置換えによる余剰人員吸収の余地は少ない。	現在まで行っている委託業務の見直し、職員配置の見直しをさらに徹底し固定経費削減を図る。 年度間調整により天候リスクに対応できる財務基盤を確立する。 指定管理者制度導入を控え管理運営能力及びコスト競争力の向上を目指す。
意見	余熱棟建設の計画段階からの事業遂行過程に問題がなかったどうかを検討する必要がある	当時としては、最良の建設計画を作成し、建設されたものと考えてが、土質状態が予想以上に悪かったものである。事業遂行は問題がなかったものと考えて。	
意見	余熱棟の転用方法等を早急に検討する必要がある		余熱棟の転用については、千葉県の子三番瀬再生計画を視野に入れ、他部署と協議しながら検討したい。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	付属設備の台帳が整備されていない	監査時点と同じ	引継書類等を確認の上、今後台帳の整備を図る。
監査結果	金種表が保管されていない	金種表を使用し、その保管を行っている。	内規等を作成し、保管期間を定める。
監査結果	現金と帳簿が不一致だった場合のルールが整備されていない	監査時点と同じ	内規等を作成し、ルールの整備を図る。
監査結果	両替用現金は、業務終了時に売上現金と区分して保管すべきである	区分し、保管を図っている。	
監査結果	仮払金の精算が定期的に行われていない	毎月末に精算を行っている。	内規等を作成し、ルールの整備を図る。
監査結果	本社において回数券が特定の1人によって管理されている	4月以降、毎月末に棚卸しを実施するとともに、課長・部長がチェック管理を行っている。	
監査結果	使用されていない回数券の処分について手続きが定められていない	4月に内規を作成し、手続きを定めた。	
監査結果	毀損した回数券の処分についての手続きが定められていない	4月に内規を作成し、手続きを定めた。	
監査結果	駐車場において回数券の残高の把握がなされておらず、帳簿と現物の突合が不可能である	4月以降、本社から駐車場への回数券の受入についても帳簿をつけて管理している。	
監査結果	修繕費用の負担区分が明確になっていない	監査時点と同じ	日常管理において生じる軽易なものは会社側負担、工事が発生するものは市負担等、市と会社側とで協議し、明確化していく。
監査結果	大規模修繕計画が策定されていない	監査時点と同じ	市と会社側との連絡を密にし、大規模修繕計画を作成していく。
意見	行政コストを負担していく必要性が認められるか、今後の利用状況を見極めた上で判断していくことが望ましい		駐車場整備地区であり公益性の高い駐車場であることから、ある程度の行政負担はさけられない。
意見	利用実績が低下しており、対策を検討する必要がある		案内板等を設置するなど、PR活動を行い、利用の促進を図る。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	委託費用について、見積り合わせを行うなど、コスト削減を図っていくことが望ましい		見積り合わせを行い、適正化を図っていく。
意見	契約方法を具体的に定めておくことが望ましい		内規等を作成し、明確にしていく。
意見	修繕工事において極力入札あるいは見積り合わせを行い、コスト削減を図る必要がある		工事担当課と十分協議し、コスト削減を図る。
意見	統合にあたって、駐車場事業について市の関与の度合いをどう方向付けるか		関与は必要であると考えており、業務の一層の効率化を図っていきたい。
意見	民間事業者が管理運営を行った場合、業務の効率化及びコスト削減あるいは利用者増が図れるか		現在でも民間事業者が管理運営していることから、大幅なコスト削減や利用者増は難しいが、業務の一層の効率化を図っていきたい。
意見	統合により、本当に効率化が図られコスト削減につながるか		統合により、組織の改編や人件費等のコスト削減を実施し、経営の合理化を行っていく。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	大規模修繕計画が策定されていない	監査時点と同じ	設備についての大規模修繕計画案を作成していく。
意見	買い替えや修繕保守費用の増加を考えて、今後の資金調達について十分検討することが望ましい		早急に資金年次計画を作成し、その中で検討する。
意見	行政コストを負担するだけの公益的価値が認められるか判断していくことが必要		JR船橋駅に直結する駐車場であり、市民の利便性、交通渋滞の緩和等を勘案し、公益性の高い駐車場であることから、ある程度の行政負担はさげられない。
意見	増収対策を具体的に検討していく必要がある		案内板等を設置するなどPR活動を行い、利用の促進を図る。
意見	委託費用の大部分を占める人件費の改善が望まれる		今後の検討事項としたい。
意見	設置メーカーへの保守業務の委託について、コスト削減を図っていくことが望ましい		契約方法については随時見直しを行い、コスト削減を図っていく。
意見	建設協力金について、大型小売店との協議を尽くすことにより、約定どおり返済できるよう努力することが望まれる		約定どおり返済できるよう努める。
意見	調整手当は合理的な根拠が認められない		継続して研究課題とする。
意見	家族手当は基準内賃金に含めることが妥当か検討が必要と考える		継続して研究課題とする。
意見	技術手当が適用される技術の内容を明確にすることが望ましい	4月より、技術手当の廃止を行った。	
意見	リスクのある投資は控えることが望まれる		今後リスクのある投資については控える。
意見	保有している有価証券の運用方針を策定し、資金化を計画することが必要であると考え		現在保有している有価証券は、株価の動向を見極めながら資金化を計画していく。



区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	固定資産の管理において、定期的な現物の保管状況の調査を実施することが望ましい		定期的に保管状況の確認を行う。
意見	償却済資産について、買い替え及び修繕に必要な資金の資金計画を策定することが必要		早急に資金年次計画を作成し、その中で検討するよう努める。
意見	賃料設定の耐用年数や残存価格の妥当性について再検討の余地がある		次期契約改定時までには検討する。
意見	統合により、本当に効率化が図られコスト削減につながるか		統合により、組織の改編や、人件費等のコスト削減を実施し、経営の合理化を図っていく。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	寄付によって取得した土地・建物の取得価格が台帳に記載されていない	寄付を受けた土地建物については、平成16年6月までに見積額を台帳に記載した。	
監査結果	所管換えにより転記された土地の取得価格が台帳に記載されていない	所管元の台帳に基づき、平成16年6月までに台帳に記入した。	
監査結果	付属設備の台帳が整備されていない	建築物毎に付属設備が明確に分離されていないものがあるため、順次資料を整備し台帳(公園台帳)を整備していく。	施設等建設時の引渡し書類等を確認し、台帳を作成する。
監査結果	工作物台帳・立木台帳が整備されていない	財務規則第168条により土地から独立して取引の目的物とされる樹木の場合は立木台帳の作成が必要となるが、単に土地の定着物である場合は作成は不要と考える。工作物については公園台帳により管理している。	
監査結果	備品の保管状況の調査が実施されていない	監査時点と同じ	定期的に保管状況の確認を行う。
監査結果	建物が登記されていない	不動産登記法の附則第5条の規定により、登記義務が免除されており、建物登記はされていない。	不動産登記法の附則第5条の規定により登記義務が免除されているため、建物登記はされていないが、財務規則に規定されている事項であることから、今後、財務規則の改正を含めて検討する。
監査結果	契約書が作成されていない契約があった	平成15年度以降、財団法人船橋市公園協会会計規程に基づき契約書を作成している。	
監査結果	予定価格を記載した書面、契約書が作成されていない契約があった	美術館におけるアトリエ事業の材料購入において、30万円を超える取引については契約書の作成をしよう徹底した。	年間を通して同一の材料を使用する場合は、年度当初において単価契約をする。
監査結果	草花取引において、納品の都度、納品書を入手していなかった	納品の際、必ず納品書を入手し、数量を確認することとした。	
監査結果	領収書綴りの管理簿が作成されていない	使用済み領収書並びに未使用の領収書の残が明確になるよう管理簿を作成するとともに、領収書を厳重に保管することとした。	
監査結果	収入印紙について、現物と管理簿の残高が一致していないものがあった	収入印紙受払簿、貼付すべき書類等を再確認し、現時点において数量が一致した。	

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	時間外勤務等命令簿に所属長印が押印されていないものが散見された	平成16年度から時間外勤務命令簿は事前命令、事後報告を徹底し、その都度所属長の印を押印している。 また、印もれのないよう十分確認することとした。	
監査結果	補助金の具体的な算定方法が定められていない	監査時点と同じ	算定方法を明確にするよう検討していく。
意見	委託費等の運営費削減と利用者の更なる増加を図る必要がある	運営費削減については、随意契約を競争入札に変更。また、外部委託のうち直営で可能な作業については直営とするなどの経費削減を行っている。	年間を通した中での閑散期などの利用者増のためのイベントも含めた方策について検討していく。
意見	公園拡張計画の来園者予測については可能な限り精密な計算を行う必要がある	都市公園の入園者推計の方法として 既存の各種都市公園の利用者実績と公園面積の関係を数式化する直線回帰式 「都市公園利用実態調査報告書」の統計資料に基づき算出する方式の2通りで算定している。 2通りの計算の結果、極端な差異はなかった。	
意見	公園拡張計画の収支予算は、適切な承認が必要なものである	収支予測については、拡張計画基本設計を行う上で設計上の一資料として副次的に利用したものである。	
意見	市の財政事情を考えると、公園の拡張事業はあらためてその是非を問う必要がある	監査時点と同じ	アンデルセン公園は交通の便等の立地条件としては不利であるが非日常な空間として公園整備することで反復利用される魅力ある公園となっている。拡張事業にあたっては、国庫補助制度を最大限活用し、事業期間をかけて単年度の財政負担を極力軽減するよう事業を進めている。都市公園事業の推進は市の重点施策の一つであり、今後の財政状況によっては、更に事業期間を延伸するなどの確な進行管理により対応していく。
意見	施設建設にあたっては、事前に需要見込みや運営費用を試算して意思決定を行う必要がある		子ども美術館の創作スタジオのように特別に高額な整備費、管理コストを要する公園施設を設置する場合は、需要見込み等の厳密な精査が必要であると考えており、設置適否の重要な判断基準として取り扱っていく。
意見	利用者アンケート調査の結果は、定期的のみどり管理課に報告されることが望ましい	平成16年度よりアンケート調査結果を集計し、市のみどり管理課へ提出している。	アンケート調査結果をみどり管理課へ提出するとともに、今後の運営方法等を定期的に協議する。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	土地台帳に価額が記載されていない	監査時点と同じ	土地買収時の資料及び引渡し書類等により確認し、価格を記載する。
監査結果	付帯設備の台帳が整備されていない	監査時点と同じ	施設等建設時の引渡し書類等を確認し、設備台帳もしくは補助簿を作成する。
監査結果	工作物台帳が作成されていない	監査時点と同じ	施設等建設時の引渡し書類等を確認し、工作物台帳を作成する。
監査結果	建物が登記されていない	不動産登記法の附則第5条の規定により、登記義務が免除されており、建物登記はされていない。	不動産登記法の附則第5条の規定により登記義務が免除されているため、建物登記はされていないが、財務規則に規定されている事項であることから、今後、財務規則の改正を含めて検討する。
監査結果	備品台帳と現物の定期的な照合が実施されていない	監査時点と同じ	定期的に保管状況の確認を行う。
監査結果	一部の備品について、備品整理票の不備があった	監査時点と同じ	早急に備品の照合を行い、あわせ整備する。
監査結果	一部の備品について、物品借用書が作成されていない	監査時点と同じ	不足分の物品借用書を作成する。
監査結果	公社の会計規程に、一般競争入札が含まれていない	監査時点と同じ	契約方法に関し検討する。
監査結果	公社の会計規程における随意契約の基準が、市の基準よりも甘い	監査時点と同じ	契約方法に関し検討する。
監査結果	随意契約を締結しているものの中に、指名競争入札として契約すべきものがあった	監査時点と同じ	施設・設備等の特殊性により随意契約を行っているが、契約方法に関し検討する。
監査結果	随意契約において、見積り合わせが行われていない	監査時点と同じ	2者以上から見積合わせを行い、適正化を図っていく。
監査結果	予算額、設計額及び予定価格の見直しが十分ではない	平成15年度より見直しを行っている。	
監査結果	公社の一般管理費の補助対象、対象外の線引きが明確になっていない	監査時点と同じ	対象経費と対象外経費の区分の明確化に努める。
監査結果	自主事業で負担すべき事業費の一部に補助金が交付されている	監査時点と同じ	対象経費と対象外経費の区分の明確化に努める。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	市と公社における補助金等の精算関係が不明瞭である	監査時点と同じ	対象経費と対象外経費の区分の明確化に努めるとともに、対象経費に充当されなかった補助金についての精算を厳格に行う。
監査結果	小規模修繕の定義が明らかになっていない	監査時点と同じ	修繕費の負担区分の明確化に努める。
監査結果	再委託の事前承認が行われていない	平成16年度より行っている。	
監査結果	徴収業務によって公社が預かった使用料が、会計帳簿上の処理をされていない	監査時点と同じ	平成16年10月より記帳を行う。
監査結果	大規模修繕の計画が策定されていない	監査時点と同じ	大規模修繕計画を策定し、必要な予算措置に努める。
意見	建設費により市民1人当たり負担額が大きく影響を受けるため、十分留意して事業計画を策定していく必要がある		運営経費の削減に努めており、今後も行政コストを考慮し運営していく。
意見	管理運営コスト全体の観点からコスト削減に係る方策を見出していく必要がある		運営経費の削減に努めており、今後も行政コストを考慮し運営していく。
意見	自主事業の採算が十分に把握されていない		採算管理を実施する方向で検討する。
意見	利用者に対するニーズ調査や満足度調査が十分に行われていない		本年度中に実施する方向で検討する。
意見	主要ポストの職員の在職期間が短い		長期的にはプロパー職員の育成を図るなど、今後の研究課題としたい。
意見	低稼働設備の利用者負担を低減する方向性を打ち立てる必要がある		本年度中に利用方法等を含め検討する。
意見	低稼働設備に係る将来の計画を策定する必要がある		本年度中に利用方法等を含め検討する。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	長期修繕積立金が実態に即した数値になっていないことから、長期修繕計画を策定するとともに、その結果を起債等償還計画に織込む必要がある	船橋フェイスビル管理組合法人は平成15年度長期修繕積立金を概算額で徴収していたが、平成16年6月3日に開催された、管理組合法人の総会において長期修繕計画が承認されたことにもない、長期修繕積立金が決定された。なお、この長期修繕計画は5年毎に見直すものとなっている。	船橋フェイスビル管理組合法人の長期修繕計画に基づく長期修繕積立金について、今後、起債等償還計画に反映させていくものとする。
意見	外部収入の増加や経費節減を達成するための努力が必要である	平成16年4月より保留床の空室はなくなり、現在、全区画を賃貸している。なお、駐車場については、利用者の利便性向上及び駐車場利用率の向上を図るため、案内標識を設置するとともに、定期利用者の募集並びに使用料、回数券の値下げ等の方策を行った。また、平成16年度予算においては、駐車場の管理・運営委託料の節減を図った。	保留床及び駐車場収入の増収並びに、管理経費の節減に努める。
意見	コストに見合う効果が得られているかどうかを定期的に検討していくことが望ましい		再開発ビルの効果を多角的に検証し、考査方法について検討する。
意見	駐車場の回転率が低いことに対する抜本的な対策が必要である	船橋駅北口に案内標識を設置するとともに、平成16年8月1日より、普通駐車及び回数券の駐車料金を値下げした。また、近隣百貨店や店舗に対し、お客に対する駐車料金サービスの促進を依頼したことにより、一部の店舗は駐車料金サービスを実施している。	近隣百貨店や店舗に係るお客に対する駐車料金サービスについて、今後も協力を依頼し、サービス実施店舗の拡大を図っていく。また、船橋駅周辺の駐車場の満車・空車情報を携帯電話で受信できるシステムを検討する。
意見	運營業務代行会社が入居率や賃料単価を高める努力をより促すような、報酬を検討する余地がある	監査時点と同じ	市としては、商業ゾーンを総括的に運営している有限会社フェイスマネジメントの一員として、運營業務代行会社の契約更新については、より効果的な契約内容を検討するよう促していく。
意見	共益費負担金の金額の妥当性について再検討することが望ましい	船橋フェイスビル管理組合法人においては、共益費負担金に係る収支の状況を明確にし、毎年度精算行為を行うものとしている。なお、平成15年度決算においては、収支の実績に基づき剰余金を生じたことから、権利者に返還している。	
意見	現在の計画よりも一般会計に負担が生じないように運営に当たることが望ましい		収入の確保及び運営経費の節減に努めるとともに、再開発ビルの資産価値の保持及び魅力アップを図っていく。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	賃料の低下や、テナントの空室率を見込んだ計画を策定することが望ましい		再開発ビルの立地条件や効果が認知されたことから、現在、保留床の全区画を賃貸しており、今後も魅力的なビルとして維持していく必要がある。また、空室率については、テナントの出来店を考慮し、数年単位ごとに起債等償還計画に織り込んでいく。
意見	より現実的な保留床の処分時価の設定を行い、議論を深めて行くことが必要である		保留床に係る現在及び将来に亘る評価方法について、建物の特性、立地条件及び社会経済情勢等、総合的な見地から検討を行っていく。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	土地台帳に価格が記載されていない	土地台帳には敷地権割合を記載することで対応している。	価格の算定は困難であるため、土地台帳には敷地権割合を記載することで対応する。
監査結果	付属設備の台帳が整備されていない	監査時点と同じ	施設等建設時の引渡し書類等を確認し、設備台帳を作成する。
監査結果	備品台帳と現物の定期的な照合が実施されていない	備品と備品台帳の照合が終了し、廃棄物品の廃棄手続き中である。	定期的に保管状況の確認を行う。
監査結果	備品整理票がはがれているものがあった	廃棄手続き終了後、備品整理票を貼り替える。	
監査結果	諸事情を十分勘案し、予算額及び設計額を決定する必要がある	平成15年度より人件費等の低下傾向を勘案し、委託料の節減に努めている。	
監査結果	指名参加業者数が変わっていない	平成15年度より指名参加業者数を3社から5社に増やしコストの削減に努めている。	指名業者の選定の適正化に努める。
監査結果	契約相手の資格を確認していない	平成16年度より資格の有無について業者選定の段階で確認している。	
監査結果	入札の有資格者名簿が作成されていない	平成16年度より財団の有資格者名簿を作成している。	
監査結果	小規模修繕の定義が明らかになっていない	小規模修繕の定義については、明確な範囲を規定していないが、工事請負費が100万円以上の工事については大規模修繕として実施している。	修繕費の負担区分の明確化に努める。
監査結果	再委託申請に記載された業務の内容が不明瞭であった	業務内容が明確になるよう平成16年度より再委託申請の書式を変更した。	
監査結果	大規模修繕計画が策定されていない	修繕計画が策定されていたが、説明不足であった。 平成11年度から平成23年度までの修繕計画が策定済である。	
監査結果	利用料金の前受計上及び未収計上が行われていない	年度をまたぐ予約の利用料を前払により受領して、当該年度中の管理運営費の一部としている。	今後、各年度の利用料収入が利用実績を反映すべく、改善措置を講ずる。
意見	コスト削減、利用者の増加を図る方策を打ち立てて行く必要がある		委託契約の内容を勘案しコスト削減を図るとともに、市広報紙等を通じ利用案内を掲載し、PRに努める。



区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	土地台帳が作成されていない	土地台帳を作成した。 なお、価格については敷地権割合を記載することで対応している。	価格の算定は困難であるため、土地台帳には敷地権割合を記載することで対応する。
監査結果	内装価額が建物台帳に記載されていない	建物台帳に内装価額のうち内装工事費、設計・管理費を記載済み。	
監査結果	購入備品が備品台帳に記載されていない	平成16年3月より保管状況の調査作業を行い対応している。	
監査結果	一部の備品に備品整理票の不備が見られた	保管状況の調査作業を行い、備品整理票の貼付に努めている。	
監査結果	同時に同種の備品を購入した際の管理が不十分であった	保管状況の調査作業を行い、枝番号を付し整理票を貼付することで対応している。	
監査結果	購入備品が備品台帳に記載されていない	平成16年3月より保管状況の調査作業を行い対応している。	
監査結果	備品台帳と現物の定期的な保管状況の調査が行われていない	平成16年3月より保管状況の調査作業を行い対応している。	定期的に保管状況の確認を行う。
監査結果	図書整理簿の図書単価の記入誤りがあった	誤記入を訂正した。	
監査結果	設計額を毎年見直す必要がある	設計額の見直しを行うとともに、平成16年度からはダイレクト型一般競争入札(図書館で仕様書を作成し、財政部契約課が執行)を行っている。	
監査結果	図書の購入において、仕様書が作成されていない	船橋市書店協同組合と協議のうえ、従来から慣習で実施されていた付帯サービス内容を確認し、「図書発注仕様書」を作成した。	
意見	同じコストでより大きな効果が期待できるような方策、人事政策等を考えていく必要がある	平成3年頃より毎年2名、平成15年度からは3名を公費による資格取得研修に派遣し、専門的職員の養成をはかっている。また、平成16年度からは図書館業務を専門的な業務と、貸出・返却・書架整備等の非専門的な業務に切り分け、非専門的業務に非常勤職員を配置した。	
意見	コスト、利用者ニーズを勘案し、開館時間の延長を検討することが有用である	平成16年4月より4図書館で祝日開館を実施すると共に、中央図書館においては従来、平日の水曜日・金曜日に限り午後7時まで実施していた夜間開館を、火曜日から金曜日までと拡大した。コスト面では、従来の時間外手当支給による勤務に変え、シフト制を導入した。	

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	量的作業を伴う非専門的業務において、非常勤職員を活用していくことが望まれる	平成16年度からは図書館業務を専門的な業務と、貸出・返却・書架整備等の非専門的な業務に切り分け、非専門的業務に非常勤職員を配置した。	
意見	有資格者の配置をより積極的に行う必要がある	平成3年頃より毎年2名、平成15年度からは3名を公費による資格取得研修に派遣し、専門的職員の養成をはかっている。	司書の充足率を高めるよう努める。
意見	中央図書館に各図書館の連絡調整機能を持たせる	教育委員会組織規則を改正し、平成16年度からは中央図書館の分掌事務に、「図書館業務全体に係わる企画及び図書館間の連絡調整に関すること」を加え、機能を明確にした。これにより、4月から中央図書館を事務局として「船橋市図書館長協議会」、資料の収集・整備・保存及び運用等について協議する「船橋市図書館合同資料委員会」等を設置し、4館の一体的な図書館運営に努めている。	
意見	各図書館に専門性を持たせる	4図書館においては、中央館は児童書の研究資料・デジタル資料・大型美術書の収集提供、東館は移動図書館車の運行・団体貸出等、西館は錦絵・郷土資料等、北館はAV資料の収集提供・共同書庫の運用・図書館電算システムと搬送システムの統括等、各々役割を特化し分担している。さらに、16年4月からは、4館の実務担当者の協議の場として「船橋市図書館合同資料委員会」を設け、資料の収集・整理・保存及び運用等について協議し、特色を持たせるよう努めている。	
意見	蔵書の購入に際し、4館で事前に連絡調整を行う	4図書館の資料の収集・整理・保存及び運用等について協議する場である「船橋市図書館合同資料委員会」(平成16年4月)の中に「収集担当者会議」を設けた。各館の特色を生かしながら効率的な収集と、特に新刊図書については不用意な重複収集を避け、類書分担に努めることで新刊書のカバー率を高めるよう調整している。	
意見	貸出拠点ごとにニーズに応じた蔵書の購入や配置を行う	各館の特性を活かすと共に、各図書館の貸出状況等のデータ分析からニーズの把握に努め、利用者の需要を予測した図書館資料の収集により「人口1人当り年間貸出冊数」のアップをはかる。	平成16年11月3日前後の「読書週間」頃を目途に、各館毎に利用者のアンケート調査を行い、市民ニーズの把握を図る。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	利用者のニーズに応えられる人材を適所に配置する	平成3年頃より毎年2名、平成15年度からは3名を公費による資格取得研修に派遣し、専門的職員の養成をはかっている。また、平成16年度からは図書館業務を専門的な業務と、貸出・返却・書架整備等の非専門的な業務に切り分け、非専門的業務に非常勤職員を配置した。	
意見	督促手続を明確化する必要がある	従来の督促手続きを修正し、「合同資料委員会」で4館共通の「督促事務処理要項」を策定し明文化を図った。(平成16年8月1日)	
意見	督促回数及び時期が不十分である	督促時期、回数を増やした。延滞している図書に他の利用者から予約がはいった場合は直ちに電話で督促。延滞者が来館した場合はその場で口頭にて督促。未来館者で延滞1ヶ月以上2ヶ月未満の者、6ヶ月、1年の者に対しては電話等で督促を繰り返し行う。	

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	工作物台帳が作成されていない	施設整備時の書類を確認し、作成を進めている。	平成17年3月末までに作成する。
監査結果	建物台帳において、複数の施設の取得価格がまとめて記載されている	施設ごとに取得価格を記載した。 (平成16年7月)	
監査結果	付属設備の台帳が整備されていない	施設整備時の書類を確認し、作成を進めている。	平成17年3月末までに作成する。
監査結果	備品台帳と現物の定期的な保管状況の調査が行われていない	備品と備品台帳の照合を行った。 (平成16年1月)	定期的に保管状況の確認を行う。
監査結果	建物が登記されていない	不動産登記法の附則第5条の規定により、登記義務が免除されており、建物登記はされていない。	不動産登記法の附則第5条の規定により登記義務が免除されているため、建物登記はされていないが、財務規則に規定されている事項であることから、今後、財務規則の改正を含めて検討する。
監査結果	指名競争入札の実施や複数業者からの見積書の取得を検討する必要がある	平成16年3月に見直しを行った。 指名競争入札実施 2件 随意契約・見積合せ 2件 ・業者変更 1件 ・許可、市登録 1件 ・金額が小額(10万)で専門性有2件 ・本体契約との関連が強い 2件 (給食食材、エアレーション) *給食委託業務は現状のまま	給食委託業務については、平成17年度から郵便競争入札を実施する予定。 その他については、2者以上から見積合わせを行い、適正化を図っていく。
監査結果	年間契約となっている給食業務について、必要時のみの随時契約を検討する必要がある	監査時点と同じ。	通年開所であるので、年間契約とする。
監査結果	大規模修繕計画が策定されていない	監査時点と同じ。	大規模修繕計画を策定し、必要な予算措置に努める。
意見	委託契約内容や施設運営の見直しを行い、コストの削減を図る必要がある		施設管理費等の見直しを行いコスト削減を図る。
意見	オフシーズンの施設運営方針を再検討する必要がある		宿泊のできる教育施設という特色を生かし、11～4月のオフシーズンの利用増を図るため、主催事業の内容充実、ホームページの活用、近隣市町村へのPRを行い、通年利用者の確保に努める。 ・主催事業 年4回 6・11・12・2月 *近隣市へのPR 夷隅(6月)長生(5月)山武(6月)実施済